

令和8年4月6日

保護者の皆様

墨田区立第二寺島小学校
校長 富永 央星

令和8年度タブレット端末の利用についての同意書

墨田区から貸出されたタブレット端末は、学習用として使用します。端末の更新があるまでは、自分専用のタブレット端末として管理していただき、卒業や転出時には学校へ返却していただきます。返却された端末は、リセットの上、新入生や転入生が引き続き使用しますので、大切に扱ってください。また、以下の注意事項をお読みいただき、ご確認の上、必要事項にご記入をお願いします。なお、注意事項をお守りいただけない場合は、端末の利用を中止させていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

言己

	故障原因など	対応
iPad	○紛失 ○故意・過失による物理的破損	弁償 51,700円(税込)
	○電気的な故障 ○無過失による破損(経年劣化など)	保守・保険対応
キーボード ケース	○紛失 ○故意・過失による物理的破損	同一品の購入
	○電気的な故障 ○無過失による破損(経年劣化など)	保守・保険対応
充電アダプタ ・ケーブル	○紛失 ○故意・過失による物理的破損	同一品の購入
	○電気的な故障 ○無過失による破損(経年劣化など)	保守・保険対応
保護 フィルム	○故意・過失による物理的破損	同一品の購入
	○無過失による破損(経年劣化など)	保守・保険対応
タッチペン	故障・紛失の対応なし(交換・再配布なし) ※卒業・転出時の回収は行いません。	

※破損・紛失が発覚した時点で、学校へご連絡ください。
※弁償対応をしていただく際は、弁償同意書へのご記入をお願いいたします。
※同一品購入対応をしていただく際は、製品サイトへのアクセスQRコードが記載された参考資料を配付いたしますので、お申し付けください。

<貸出に関する注意事項>

- ①タブレット端末の利用時間、情報モラル、インターネットの使い方等についてご家庭でお子様と話し合い、ルールを決めてください。
- ②タブレット端末は通信や授業で活用する関係上、お子様の氏名のほか、クラス等の他の子どもの氏名が表示されることがあります。画面に表示される情報の撮影や転記、別の端末への保存などの持ち出し行為は厳禁です。
- ③端末やクラウドに保存されているデータや登録されている情報の撮影や転記、別の端末への保存などの持ち出し行為は、許可がない限り厳禁です。
- ④紛失、故障、破損があった場合には速やかに学校に報告してください。
- ⑤タブレット端末及び付属品一式(充電ケーブル、ケース、画面フィルム等)について、紛失及び故意・過失(わざと傷つける・投げる・叩く等)による、故障・破損の際は、修理代金又は同一品・後継品のご購入等をご負担いただく場合があります。
- ⑥タブレット端末を持ち帰った際は、毎日自宅で充電してください。
- ⑦ご家庭で使用する場合は、ご家庭のWi-Fi環境を利用してインターネットに接続していただきます。回線接続の問合せやサポートは学校や教育委員会では行えません。ご契約の通信事業者にお問合せください。
- ⑧通信費が発生する場合は、ご家庭でのご負担となりますのでご注意ください。
- ⑨学校や管理者が使用履歴等を確認することがあります。

(問い合わせ) ICT主任 渡鍋 裕輔
電話 03-3614-0105

《切り取り》

令和8年度タブレット端末の利用についての同意書(確認)

第二寺島小学校長様

※タブレット貸出にあたり、上記注意事項について同意しました。

令和8年 4月 日

年 組 番 児童氏名 :

保護者氏名 :

4/13日(月)までに提出